船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和７年２月２６日　１０時００分頃
発生場所	山口県柳井市平郡島北西方沖 下荷内島灯台から真方位１７１°１．９海里（Ｍ）付近 （概位　北緯３３°４９．０′　東経１３２°１１．３′）
事故の概要	漁船栄丸の乗組員は、係船作業中、たつと係船索との間に右手母指を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和７年５月１９日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　漁船　第七十七華丸　４．９トン ＹＧ３－６４０６５（漁船登録番号）、株式会社松乃屋 Ｂ　漁船　栄丸、４．８トン ＹＧ３－６２３０８（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、二級小型・特殊・特定 乗組員$Ｂ_1$
負傷者等	Ａ　なし Ｂ　軽傷　１人（乗組員$Ｂ_1$）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風　ほとんどなし、視界　良好 海象：海上　平穏
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか２人が乗り組み、ごち網漁[*1]の目的で、柳井市阿月漁港を出航した。 Ｂ船は、船長Ｂ及び乗組員$Ｂ_1$ほか１人（以下「乗組員$Ｂ_2$」という。）が乗り組み、ごち網漁の目的で、阿月漁港を出航した。 船長Ｂは、平郡島北西方沖の漁場（以下単に「漁場」という。）に到着後、Ａ船がごち網漁に使用する網の状態が悪いと聞いていたので、Ａ船と合流してＢ船にある予備の網をＡ船に貸し出すために船首を東方に向け、主機操縦レバーを中立に操作して漂泊を開始した。 船長Ａは、漁場に到着後、Ｂ船の左舷船尾方に近づき、横並びの状態にした。（図１参照）

[*1] 「ごち網漁」とは、だ円形の一枚の網と、その両端に結び付けたひき綱で包囲形を作り、それを狭めて魚類を威嚇して網に追い込み、網目に刺したり、絡ませたりしてとる漁をいう。

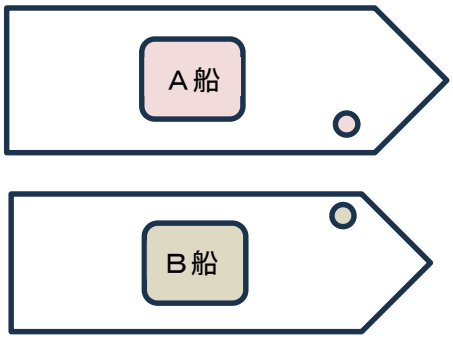

図１　Ａ船及びＢ船の状況

乗組員Ｂ１は、Ｂ船の左舷船首部のたつ付近にいた際、波による船体動揺を感じた。

乗組員Ｂ１は、これまでと同じように‘Ｂ船の左舷船首部のたつに結んだ係船索（合成繊維製、直径２０～２２㎜）をＡ船の右舷船首部のたつに回した後、Ｂ船の左舷船首部のたつに結びＡ船とＢ船を接舷する作業’（以下「本件作業」という。）を開始した。（図２参照）

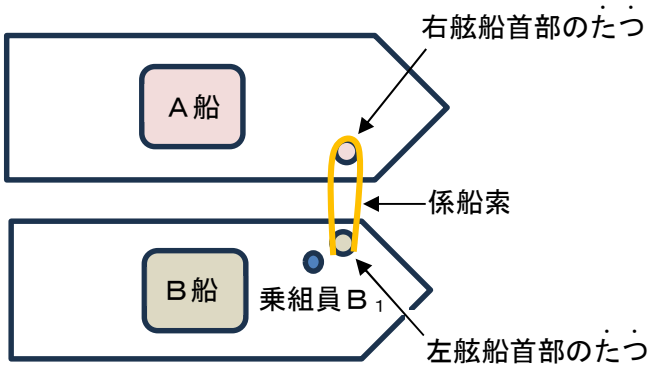

図２　Ａ船及びＢ船の状況（本件作業の開始時）

乗組員Ｂ１は、船体が動揺しても係船索が緊張することはないものと思って本件作業を続けていたところ、Ａ船及びＢ船の船体動揺で係船索が急激に緊張し、右手母指先端が左舷船首部のたつと係船索との間に挟まれた。

Ａ船及びＢ船のたつは、共に甲板上から高さ約１．２ｍであり、本事故が発生した際のＡ船とＢ船との間は、０．５～１．０ｍであった。（図３参照）

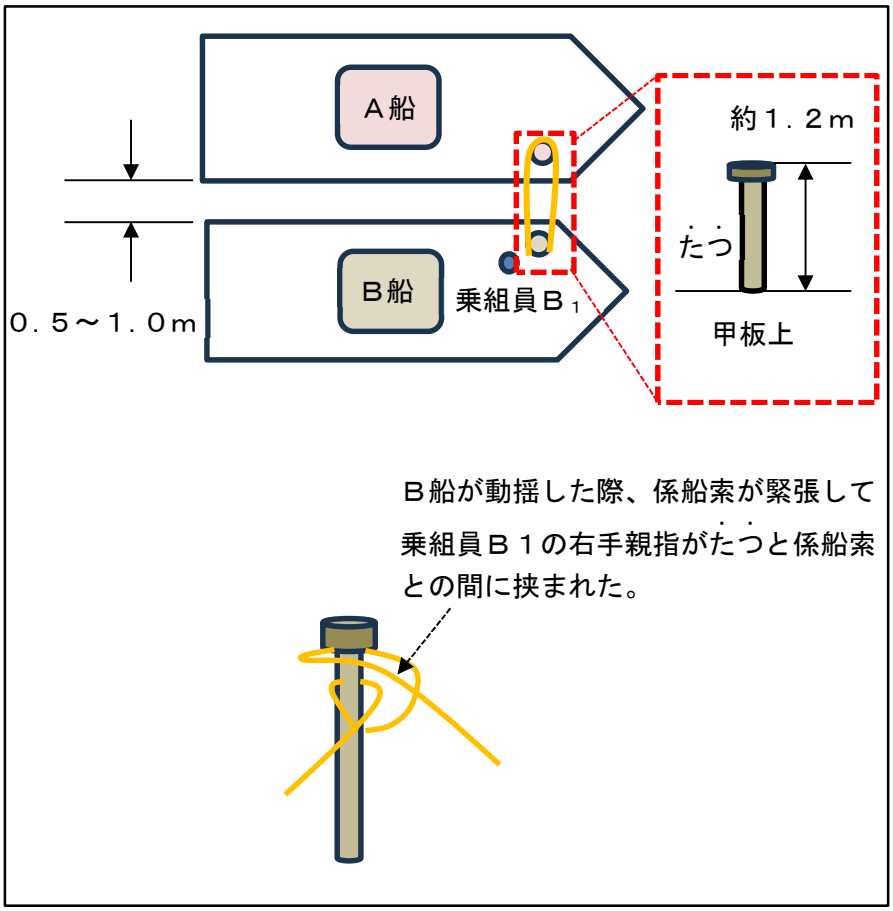

図３　Ａ船及びＢ船の状況（乗組員Ｂ１が右手を挟まれた当時）

船長Ａは、乗組員Ｂ１の大きな声を聞いて本事故の発生を知り、乗組員Ｂ１は、自ら操舵区画にいた船長Ｂの所に行き、負傷した旨を報告した。

船長Ａは、Ｂ船に移乗してタオル等とビニールテープで乗組員Ｂ１の受傷部の止血を行い、１１８番通報を行った。その後、Ｂ船より速力の速いＡ船に乗組員Ｂ１を乗せ、阿月漁港に向かった。

乗組員Ｂ１は、阿月漁港に帰港後、病院に搬送され、手術を受けて翌日退院した。

乗組員Ｂ１は、Ｂ船の乗船経験が約１０年、本件作業を約５年以上行っており、本件作業に慣れていた。

船長Ｂは、ふだんから操業時に乗組員Ｂ１に対して安全に関する声掛けや指示を行っていたものの、これまで本件作業において負傷事故が発生したことがなかったので、本件作業に伴う危険について特段の注意喚起を行っていなかった。

乗組員Ｂ１は、カッパ上下、ゴム長靴及び軍手を着用していた。

分析

(1)　乗組員Ｂ１は、Ａ船がＢ船と横並びの状態となった際、波による船体動揺を感じたが、係船索が緊張して指等が挟まれることはないと思い、油断していたことから、本件作業中にＢ船の左舷船首部のたつと係船索との間に右手を入れたものと考えられる。

	(2)　乗組員Ｂ$_1$は、本件作業に慣れていたこと、また、船長Ｂが本件作業に関して注意喚起をしていなかったことから、本件作業に対する注意が十分でなかったものと考えられる。 (3)　(1)及び(2)から、乗組員Ｂ$_1$は、本件作業中、Ａ船とＢ船が動揺した際、Ｂ船の左舷船首部のたつと緊張した係船索との間に右手母指の先端が挟まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、乗組員Ｂ$_1$が、船体動揺によって係船索が緊張することに注意を払わないまま本件作業中にＢ船の左舷船首部のたつと係船索との間に右手を入れたため、船体動揺によって係船索が急に緊張した際、右手母指の先端がたつと係船索との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漁船の乗組員は、船体動揺等によって係船索等が急に緊張することの危険性を認識した上で、緊張した係船索等に挟まれる可能性のある箇所に手や足等を入れないよう十分注意して作業に当たること。 ・船長は、甲板上における安全作業の実施について定期的に乗組員に注意喚起するとともに、作業中に乗組員の不安全な行動を認めたときは、速やかに是正させること。